

# 最高裁判所への「署名活動」のお願い

## JAL 不当解雇撤回争議の支援者のみなさま

JAL 不当解雇撤回裁判の高裁判決は、地裁の不当判決をさらに補強する不当極まりない判決でした。高裁判決は、生存権・勤労権・団結権や法の下での平等など憲法の基本原則の無視、整理解雇法理の解釈・適用の誤り、訴訟手続上の誤り、法令違反等々、数々の欠陥のある不当判決であり、解雇自由社会の先駆けの判例として残させてはなりません。私たち JAL 不当解雇撤回裁判原告団は、このような不当判決を断じて許すことはできません。原告控訴人 135 名（客室乗務員 71 名、パイロット 64 名）が最高裁判所に上告および上告受理申立を行いました。

最高裁判所は、高裁までの判決が憲法に違反していないかどうか等（上告）、それまでの判例に違反していないか、法律の解釈に関する重要な判断が求められる場合か否か等（上告受理申立）を判断するところで、地裁、高裁のように口頭弁論を開いて、当事者双方が準備書面に基づく主張のやりとりをすることは基本的にはありません。

最高裁判所への上告・上告受理申立の結果が出るときのパターンは大きく分けて二つあります。

- (1) 上告棄却、上告受理申立不受理
- (2) 高裁判決の破棄

(1) の場合、数ヶ月後（この期間もはっきりせず年単位になることもある）に突然、決定書が来ることもある。

(2) の場合、原則として、口頭弁論期日が開かれる。何時かはわからないが、突然口頭弁論を開く通知が来る。その場合は、口頭弁論が開かれた後、

- ① 高裁判決が破棄され、さらなる事実審理のため、高裁への差し戻しとなる。
- ② 高裁判決が破棄され、最高裁が自ら判決を下す（自判）

私たちが求めるのは、(1) の門前払い（上告棄却、上告受理申立不受理）をさせることなく、(2) の口頭弁論を開かせ、高裁判決を破棄したうえで、自判ないし高裁差し戻しとさせることです。

そのためには大きな世論の力で最高裁を取り巻くことが必要です。原告団は出来ることは何でもやっていきたいと考えています。当面する取り組みとして、早急に多数の最高裁宛て署名を集めること、最高裁要請行動を何回も行うこと、などの取り組みを行います。

高裁不当判決を跳ね返すために、皆様のご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

### JAL 不当解雇撤回裁判原告団

〒144-0043 東京都大田区羽田 5-11-4 フェニックスビル 航空連気付

TEL 03-5705-5716